

# 公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成24年11月30日一部改正)

(平成26年3月31日一部改正)

(平成26年12月24日一部改正)

(平成28年3月2日一部改正)

(平成28年3月25日一部改正)

(平成28年12月21日一部改正)

## (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第27条の規定に基づき、次の各号に掲げる公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）の職員の給与に関する必要な事項を定めるものとする。

- (1) 常勤の職員（学長及び臨時職員を除く。）
- (2) 就業規則第21条の規定により再雇用された者（以下「再雇用職員」という。）のうち常勤の職員以外の職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）

## (給料)

第2条 職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度その他勤務に関する諸条件に基づいたものでなければならない。

## (給料表等)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 教育職給料表（別表第1）
- (2) 一般職給料表（別表第2）
- (3) 指定職給料表（別表第3）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の

内容は、別に定める。

- 3 理事長は、第1項第3号の給料表の適用を受ける職員を除く職員の職務を別に定める基準に従い、第1項第1号又は第2号の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、当該給料表によりその職員の号給を決定しなければならない。
- 4 前項の号給の決定の基準は、別に定める。
- 5 前2項の規定にかかわらず、再雇用職員の給料月額（給料の月額をいう。以下同じ。）は、別に定める。
- 6 第1項第3号の給料表の適用を受ける職員の給料月額は、同表左欄の職に応じ、同表右欄に定める額とする。
- 7 第1項第1号の給料表の適用を受ける職員には、公立大学法人京都市立芸術大学特任教員規程第2条に規定する特任教員（以下「特任教員」という。）を含む。ただし、特任教員の給料月額は、第3項により決定された額に10分の6を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額）とする。

（昇給の基準）

第4条 職員の昇給は、別に定める日に、同日前1年間（別に定める場合にあっては、別に定める期間）におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳（別に定める職員にあっては、56歳以上で別に定める年齢）に達する日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(給料の支給)

第5条 給料は、毎月1回以上、別に定める期日に支給する。ただし、職員が離職し、又は死亡したときは、次条第2項又は第3項に定める金額を、出産、疾病、災害その他非常の場合の費用に充てるため、非常時払を請求したときは、その請求の日までの分を期日前に支給することができる。

第6条 新たに職員となった者その他新たに給料の支給を受けるべき事由が生じた職員に対しては、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた職員に対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が死亡したときは、その月分の給料の全額を支給する。

3 職員が離職したときその他職員に給料の支給を受けることができない事由が生じたときは、その日までの給料を支給する。

第7条 第5条ただし書又は前条（第2項を除く。）の規定により給料を支給する場合の給料の額は、その月の全日数から休日等（公立大学法人京都市立芸術大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）に規定する休日（第16条を除き、以下「休日」という。）及び勤務を要しない日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りにより計算する。ただし、これにより難い場合における給料の額の計算の方法については、別に定める。

2 前項の規定による日数の計算の方法については、別に定める。

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる親族で、職員と生計を一にし、かつ、主としてその職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
  - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、孫及び兄弟
  - (3) 18歳未満又は60歳以上の2親等内の血族（前号に該当する者を除く。）
  - (4) 心身に著しい障害がある親族

第9条 扶養手当の月額は、配偶者については13,900円とし、その他の扶養親族については1人につき6,400円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,900円、職員に配偶者がない場合にあってはそのうち1人については11,600円）とする。

- 2 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 3 前条及び前2項に規定するもののほか、扶養手当について必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため、別に定める区間（以下「指定区間」という。）において交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため、指定区間において自転車その他の交通の用具で別に定

めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため、指定区間において交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（再雇用短時間勤務職員にあっては、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額の範囲内において別に定める額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の指定区間における支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の自転車等の使用距離（以下「使用距離」という。）の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額（次に掲げる使用距離のうち自転車を使用する距離が片道5キロメートル未満である場合にあっては1,000円、当該距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である場合にあっては500円をそれぞれその額に加算した額）

ア 使用距離が片道5キロメートル未満 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,

100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満 1  
0,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満 1  
2,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満 1  
5,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満 1  
8,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満 2  
1,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満 2  
4,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満 2  
6,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満 2  
8,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満 2  
9,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 別に定める区分に応じ、前2号に掲げる額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間）に応じ、別に定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じ

た場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自転車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤手当について必要な事項は、別に定める。

#### （住居手当）

第11条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（別に定める職員を除く。）に対して支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

（1）月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

（2）月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1に相当する額（その額が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当について必要な事項は、別に定める。

#### （地域手当）

第12条 給料の支給を受ける職員に対しては、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、次に掲げる額の合計額の100分の10に相当する額とする。

（1）給料月額

(2) 扶養手当の月額

(3) 管理職手当のうち別に定める額

3 前項の規定により難い場合の地域手当の月額については、別に定める。

(大学院研究科手当)

第13条 学部の授業に加え、大学院研究科の授業を常時担当する教員並びに博士論文指導担当教員に対して、大学院研究科手当を支給する。

2 前項の大学院研究科手当の額は、別に定める額とする。

3 大学院研究科手当は、月1回支給するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、大学院研究科手当について必要な事項は、別に定める。

(給与の減額)

第14条 職員が、正規の勤務時間（勤務時間規程に規定する勤務時間という。以下同じ。）について勤務しないときは、勤務しない時間1時間につき、給与月額（給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額という。以下同じ。）を1月平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た額を減額して給与を支給する。ただし、労働組合のための職員の行為の制限の特例に関する規程に規定するとき、又は勤務しないことにつき理事長の承認があったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の承認の基準は、別に定める。

3 前2項の規定により難い場合の給与の減額については、これらの規定にかかわらず、別に定める。

(時間外勤務手当)

第15条 正規の勤務時間を超えて、又は休日等に、勤務することを命じられて勤務した職員に対しては、その勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額

を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 休日以外の日（次条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 再雇用短時間勤務職員が正規の勤務時間を超えて、又は休日等に、勤務することを命じられました前項第1号に掲げる勤務のうち、その勤務をした時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する同項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 正規の勤務時間を超えて、又は休日等に、勤務することを命じられて勤務した時間が1箇月について60時間を超えた職員に対しては、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その60時間を超えて勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（休日勤務手当）

第16条 正規の勤務として次の各号に掲げる日に勤務した職員に対しては、勤務1日につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額の12倍を超えない範囲内において別に定める額を休日勤務手当として支給することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日（日曜日及び土曜日以外の日を勤務時間規程に規定する休日と定められている職員にあっては、同法に規定する休日が勤務時間規程に規定する休日に当たるときは、別に定める日）
- (2) 1月1日から同月3日まで又は12月29日から同月31日まで

(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(夜間勤務手当)

第17条 正規の勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられた職員に対しては、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の35を夜間勤務手当として支給する。

(時間外勤務手当等の特例)

第18条 監視、断続的業務その他職務の特殊性により第15条から前条までの規定により難い場合においては、第15条から前条までの規定にかかわらず、別に定めることができる。

(管理職手当)

第19条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものに対し、職務の特殊性に基づき、支給することができる。

2 管理職手当の月額は、給料月額の100分の25を超えない範囲内において別に定める。

(管理職員特別勤務手当)

第20条 管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものが次の各号のいずれかに該当する場合において、理事長が特に必要があると認めるとときは、当該職員に対し、管理職員特別勤務手当を支給する。

(1) 臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日等に勤務した場合

(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合

2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額（第3条第1項第3号の給料

表の適用を受ける職員にあっては、当該額のうち最高のものに 100 分の 150 を乗じて得た額) とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、それぞれの額に 100 分の 150 を乗じて得た額

(2) 前項第 2 号に掲げる場合 同項の勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内において別に定める額

3 前 2 項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第 21 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下第 24 条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日の属する月の別に定める日（次条及び第 23 条第 1 項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、若しくは就業規則第 22 条第 1 項第 1 号に該当して解雇され、又は死亡した職員で別に定めるものについても、同様とする。

2 期末手当の額は、算定基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 月に支給する場合 100 分の 122.5（再雇用職員にあっては 100 分の 65、第 3 条第 1 項第 3 号の給料表の適用を受ける職員にあっては 100 分の 62.5、管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあっては 100 分の 102.5）以内

(2) 12 月に支給する場合 100 分の 137.5（再雇用職員にあっては 100 分の 80、第 3 条第 1 項第 3 号の給料表の適用を受ける職員にあっては 100 分の 77.5、管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあっては 100 分の 117.5）以内

3 前項の算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額及び扶養手当の

月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 次に掲げる職員については、前項の規定にかかわらず、同項の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内において理事長が定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあっては、その額に、給料月額に100分の25を超えない範囲内において理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の算定基礎額とする。

- (1) 第3条第1項第2号の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が5級以上である職員その他第2項の算定基礎額についてこれに準じる取扱いをすることが適當と認められる職員として理事長が定めるもの
- (2) 第3条第1項第2号及び第3号の給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して前号の職員に相当する職員として理事長が定めるもの
- (3) 第3条第1項第3号の給料表の適用を受ける職員

第22条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第41条の懲戒事由に該当して同規則第42条第4号に規定する懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第22条第1項の規定により解雇された職員（同項第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せ

られたもの

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第23条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していないとき。
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生じると認められるとき。

2 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）をしたときは、当該一時差止処分を受けた者にその旨を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在が判明しない場合においては、その内容を法人の事務所の掲示場に掲示することをもって交付に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、文書の交付があったものとみなす。

4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならな

い。ただし、前号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反する認められるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

6 理事長は、一時差止処分をするときは、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

#### (勤勉手当)

第24条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間（別に定める場合にあっては、別に定める期間）におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員で別に定めるものについても、同様とする。

2 勤勉手当の額については、別に定める。ただし、6月又は12月に支給する勤勉手当のそれぞれの総額は、前項の職員のうち次の各号に掲げ

る職員の区分に応じ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 再雇用職員以外の職員 算定基礎額に 100 分の 85 (第 3 条第 1 項第 3 号の給料表の適用を受ける職員にあっては 100 分の 92.5, 管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあっては, 100 分の 105) を乗じて得た額の総額

(2) 再雇用職員 算定基礎額に 100 分の 40 (管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあっては, 100 分の 50) を乗じて得た額の総額

3 前項各号の算定基礎額は, それぞれその基準日現在（退職し, 若しくは解雇され, 又は死亡した職員にあっては, 退職し, 若しくは解雇され, 又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第 21 条第 3 項に規定する合計額とする。

4 第 21 条第 4 項の規定は, 第 2 項各号の算定基礎額について準用する。この場合において, 同条第 4 項各号列記以外の部分中「前項」とあるのは, 「第 24 条第 3 項」と読み替えるものとする。

5 前 2 条の規定は, 第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において, 第 22 条各号列記以外の部分中「前条第 1 項」とあるのは「第 24 条第 1 項」と, 同条第 1 号中「支給日」とあるのは「支給日（第 24 条第 1 項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(特定の職員についての適用除外)

第 25 条 第 4 条, 第 8 条, 第 9 条及び第 11 条の規定は, 再雇用職員には適用しない。

2 第 4 条, 第 8 条, 第 9 条, 第 11 条, 第 13 条及び第 15 条から第 19 条までの規定は, 第 3 条第 1 項第 3 号の給料表の適用を受ける職員には適用しない。

3 第 15 条から第 17 条までの規定は, 管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものには適用しない。

4 第4条の規定は、特任教員には適用しない。

(勤務1時間当たりの給与額)

第26条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、給与月額及び別に定める手当の月額の合計額を1月平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た額とする。

(休職者の給与)

第27条 休職中の職員（別に定める職員を除く。）に対しては、次の区分により給与を支給することができる。ただし、地方公務員災害補償法第28条又は第28条の2の規定により補償を受けることができる場合において、当該補償を受けることができる期間に係る給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）については、この限りでない。

(1) 職員が結核性呼吸器病にかかり、就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満2年に達するまで、給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当の全額並びに期末手当及び勤勉手当

(2) 職員が前号以外の傷病により、就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満1年に達するまでの給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当の全額並びに期末手当及び勤勉手当、満1年を超える2年に達するまでの給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当のそれぞれ3分の2並びに期末手当及び勤勉手当

(3) 職員が就業規則第14条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当のそれぞれ10分の6以内

(扶養手当等の支給方法)

第28条 第8条から前条までに規定する給与の支給方法に關し必要な事項は、この規程で別に定めるものを除き、別に定める。

(京都市の職員から常勤の役員を兼務する職員となった者の取扱い)

第29条 第2条から前条までの規定にかかわらず、役員を兼務する職員（任命権者の要請に応じ、京都市の職員（京都市職員給与条例（以下「給与条例」という。）第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）から引き続いて法人の常勤の役員となるため退職手当を支給されずに京都市を退職し、かつ、引き続いて法人の常勤の役員となった者に限る。）の給与は、その者が京都市の職員であったものとした場合に給与条例により支給されることとなる給与を支給する。

(控除金)

第30条 職員に給与を支給する際、法令に別段の定め又は労働基準法第24条第1項の規定に基づく協定がある場合には、当該法令又は協定に定められる金額を控除することができる。

(口座振替による支払)

第31条 給与は、職員の申出があるときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(補足)

第32条 理事長が特に必要と認めるときは、この規程に規定する給与以外の給与を支給することができる。

- 2 前項の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 この規程において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な事項については、この規程に特別の定があるものを除き、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行に伴う経過措置に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成24年11月30日理事長決定）

(施行期日)

1 この規程は、平成24年12月1日から施行する。

(平成24年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成24年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程第21条第2項から第4項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成24年4月1日において減額改定対象職員（適用される給料、その職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員をいう。以下同じ。）が受けるべき給料、扶養手当、住居手当、地域手当、管理職手当及び役員手当の月額の合計額に100分の0.37に乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成24年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37に乗じて得た額

(その他の経過措置)

4 この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附則別表

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	85号給から129号給

	2級	65号給から105号給
	3級	52号給から89号給
	4級	25号給から77号給

附 則（平成26年3月31日理事長決定）

（施行期日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月24日理事長決定）

（施行期日）

1 この規程は、決定の日から施行する。ただし、公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程第24条第2項の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第10条第2項及び別表第1から別表第2までの規定は平成26年4月1日から、改正後の規程第24条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

（勤勉手当の額の特例）

3 平成26年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第24条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の85」とあるのは「100分の92.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の102.5」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の37.5」と、「100分の45」とあるのは「100分の47.5」とする。

（給与の内払）

4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他の経過措置)

5 前3項に定めるもののほか,この規程の施行に関し必要な経過措置は,理事長が定める。

附 則 (平成28年3月2日理事長決定)

(施行期日)

1 この規程は,決定の日から施行する。ただし,公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程第24条第2項の改正規定は,平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)別表第1から別表第3までの規定は平成27年4月1日から,改正後の規程第24条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

3 平成27年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第24条第2項の規定の適用については,同項第1号中「100分の80」とあるのは「100分の85」と,「100分の90」とあるのは「100分の95」と,「100分の100」とあるのは「100分の105」と,同項第2号中「100分の37.5」とあるのは「100分の40」と,「100分の47.5」とあるのは「100分の50」とする。

(給与の内払)

4 改正後の規程の規定を適用する場合においては,第1条の規定による改正前の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は,改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成28年3月25日理事長決定)

(施行期日)

1 この規程は,平成28年4月1日から施行する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

2 平成28年4月1日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

（住居手当に関する経過措置）

3 第1条の規定による改正後の公立大学法人京都市立芸術大学給与規程（以下「新規程」という。）新規程第11条の規定にかかわらず、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）から平成29年3月31日までの間における同条の規定の適用については、同条第1項及び第2項各号中「12,000円」とあるのは「17,000円」と、「2分の1」とあるのは「32分の9」と、「16,000円」とあるのは「9,000円」と、「11,000円」とあるのは「6,000円」とし、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における同条の規定の適用については、「12,000円」とあるのは「14,000円」と、同号イ中「2分の1」とあるのは「32分の13」と、「16,000円」とあるのは「13,000円」と、「11,000円」とあるのは「9,000円」とする。

4 新規程第11条に掲げる職員（以下「新第1号職員」という。）に該当しない職員（前項の職員を除く。）については、第1条の規定による改正前の公立大学法人京都市立芸術大学給与規程（以下「旧規程」という。）第11条の規定は、平成31年3月31日までの間、なおその効力を有する。この場合において、次の表の第1欄に掲げる期間の区分に応じ、同表第2欄に掲げる規定中同表第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表第4欄に掲げる字句とする。

平成28年4月1日から平成29年3月	旧規程第11条第2項第1号	10,500円	8,000円
	旧規程第11条第	9,500円	7,500円

31日まで	2項第2号		
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	旧規程第11条第2項第1号	10,500円	5,500円
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	旧規程第11条第2項第1号	9,500円	5,000円
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	旧規程第11条第2項第2号	10,500円	3,000円
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	旧規程第11条第2項第2号	9,500円	2,500円

5 新第1号職員に該当する者の新規程第11条第2項第1号の規定による住居手当の月額が、その者が新第1号職員に該当しないものとした場合に前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第11条第2項第1号の規定による住居手当の月額に満たないときは、新規程第11条第2項第1号の規定にかかわらず、当該額をその者の同号の規定による住居手当の月額とする。

(その他の経過措置)

6 この附則において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に關し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則 (平成28年12月21日理事長決定)

(施行期日)

1 この規程は、決定の日から施行する。ただし、公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程第24条第2項の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第24条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

3 平成28年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第24条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、同項第2号中「100分の40」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の50」とあるのは「100分の52.5」とする。

(勤勉手当の内払)

4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の規程の規定による勤勉手当の内払とみなす。

(その他の経過措置)

5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

別表第1（第3条関係）

## 教 育 職 給 料 表

職務の級 号 級	1 級 給料月額 円	2 級 給料月額 円	3 級 給料月額 円	4 級 給料月額 円
1	210,000	270,700	318,100	403,400
2	212,200	273,700	321,000	405,700
3	214,400	276,500	324,100	408,100
4	216,600	279,300	327,200	410,600
5	218,700	282,200	330,400	413,000
6	220,900	284,700	333,200	415,500
7	223,100	286,900	336,000	417,900
8	225,200	289,300	338,700	420,400
9	227,500	292,000	341,700	422,300
10	229,900	294,500	344,800	424,800
11	232,300	296,900	347,900	427,200
12	234,700	299,500	351,200	429,600
13	237,000	302,000	354,300	431,300
14	239,400	304,000	356,400	433,500
15	241,800	306,100	358,800	435,700
16	244,200	308,200	361,400	438,000
17	246,300	310,400	364,000	440,300
18	249,400	312,600	366,200	442,700
19	252,500	314,700	368,500	445,000
20	255,600	316,700	370,700	447,400
21	258,500	318,800	372,800	449,500
22	261,500	321,400	374,900	451,800
23	264,400	324,000	377,000	454,200
24	267,300	326,800	379,100	456,500
25	270,100	329,100	380,900	458,500
26	272,700	331,300	382,700	460,700
27	275,200	333,600	384,600	462,800
28	277,900	336,100	386,500	465,000
29	280,800	338,500	388,500	467,100
30	283,200	340,700	390,200	469,400
31	285,400	342,800	391,900	471,600
32	287,800	344,900	393,600	473,700

33	290, 400	347, 100	395, 400	475, 600
34	292, 600	349, 400	397, 200	477, 700
35	295, 100	351, 700	398, 800	480, 000
36	297, 500	353, 900	400, 600	482, 200
37	300, 000	355, 900	401, 900	484, 300
38	301, 700	357, 900	403, 500	486, 300
39	303, 500	360, 000	405, 100	488, 200
40	305, 200	361, 900	406, 700	490, 100
41	307, 100	363, 900	408, 000	492, 100
42	308, 100	365, 800	409, 600	494, 000
43	309, 000	367, 600	411, 100	495, 700
44	309, 900	369, 400	412, 700	497, 600
45	310, 900	371, 400	414, 100	499, 500
46	312, 000	373, 200	415, 700	501, 300
47	313, 100	374, 800	417, 100	503, 100
48	314, 200	376, 600	418, 700	505, 000
49	315, 200	378, 500	420, 100	506, 700
50	316, 300	380, 100	421, 400	508, 400
51	317, 200	381, 900	422, 700	510, 200
52	318, 200	383, 600	424, 000	512, 100
53	319, 400	384, 900	424, 700	513, 700
54	320, 400	386, 400	425, 700	515, 300
55	321, 500	387, 800	426, 600	517, 000
56	322, 500	389, 400	427, 500	518, 600
57	323, 600	390, 800	428, 400	520, 200
58	324, 700	392, 200	429, 300	521, 500
59	325, 800	393, 500	430, 200	522, 800
60	326, 800	395, 000	431, 100	524, 000
61	327, 900	396, 300	432, 000	525, 200
62	328, 900	397, 700	432, 900	526, 200
63	330, 000	399, 200	433, 900	527, 200
64	331, 100	400, 700	435, 000	528, 200
65	332, 000	401, 700	435, 900	528, 800
66	333, 100	402, 800	436, 900	529, 700
67	334, 000	403, 800	437, 900	530, 600
68	335, 100	404, 900	438, 800	531, 500

69	336,000	405,900	439,800	532,400
70	337,100	406,800	440,800	533,200
71	338,100	407,600	441,700	533,900
72	339,200	408,400	442,700	534,400
73	339,800	409,200	443,700	535,100
74	340,800	410,100	444,600	535,600
75	341,800	410,900	445,500	536,400
76	342,800	411,700	446,500	537,000
77	343,800	412,400	447,300	537,500
78	344,800	412,800	447,800	
79	345,700	413,100	448,500	
80	346,600	413,400	449,100	
81	347,600	413,700	449,900	
82	348,600	414,000	450,600	
83	349,600	414,200	450,900	
84	350,600	414,500	451,500	
85	351,200	414,800	451,900	
86	351,800	415,100	452,200	
87	352,400	415,400	452,500	
88	353,000	415,700	452,800	
89	353,600	415,900	453,100	
90	354,000	416,200		
91	354,400	416,500		
92	354,900	416,800		
93	355,400	417,000		
94	355,800	417,300		
95	356,300	417,600		
96	356,800	417,900		
97	357,400	418,100		
98	357,900	418,400		
99	358,300	418,700		
100	358,800	418,900		
101	359,200	419,100		
102	359,700	419,400		
103	360,000	419,700		
104	360,500	419,900		

105	361,000	420,100		
106	361,400			
107	361,900			
108	362,400			
109	362,800			
110	363,300			
111	363,800			
112	364,200			
113	364,600			
114	365,000			
115	365,500			
116	365,900			
117	366,300			
118	366,700			
119	367,200			
120	367,600			
121	367,900			
122	368,300			
123	368,800			
124	369,100			
125	369,500			
126	370,000			
127	370,500			
128	370,900			
129	371,300			

備考 1 この表は、教授、准教授、講師及び助教に適用する。

別表第2（第3条関係）

## 一 般 職 給 料 表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号 級	給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	134,500	182,500	216,500	262,800	282,800	313,700	346,400	389,800
2	135,500	184,300	218,300	265,000	285,000	316,300	349,200	392,600
3	136,500	186,100	220,100	267,000	287,300	318,800	351,900	395,600
4	137,500	187,900	221,900	269,000	289,600	321,400	354,700	398,600
5	138,300	189,600	223,600	270,700	291,800	323,900	357,200	401,600
6	139,400	191,400	225,500	272,900	294,100	326,500	360,000	404,500
7	140,500	193,200	227,300	275,100	296,400	329,100	362,800	407,500
8	141,600	195,000	229,200	277,300	298,700	331,700	365,600	410,400
9	142,700	196,700	230,700	278,600	300,900	334,200	368,100	413,400
10	143,800	198,500	232,700	280,800	303,200	336,800	370,900	416,300
11	144,900	200,300	234,600	283,000	305,500	339,400	373,700	419,300
12	146,000	202,100	236,500	285,200	307,800	341,900	376,400	422,300
13	147,100	203,800	237,800	286,500	310,000	344,500	379,000	425,200
14	148,400	205,600	239,800	288,800	312,300	347,100	381,900	428,200
15	149,700	207,400	241,700	291,100	314,600	349,700	384,700	431,200
16	151,000	209,200	243,700	293,400	316,900	352,200	387,600	434,100
17	152,300	210,900	244,900	294,400	319,200	354,800	390,200	437,000
18	153,800	212,700	246,800	296,700	321,500	357,400	393,200	440,000
19	155,300	214,500	248,800	299,000	323,800	359,900	396,200	443,000
20	156,800	216,300	250,800	301,300	326,000	362,500	399,200	446,000
21	158,100	218,000	252,800	303,500	328,300	365,100	400,900	448,900
22	160,100	219,800	254,700	305,800	330,400	367,700	403,100	452,000
23	162,100	221,600	256,600	308,000	332,600	370,300	406,000	455,100
24	164,100	223,400	258,400	310,300	334,700	372,900	408,800	458,100
25	166,000	225,100	260,300	312,500	337,000	375,600	411,600	460,800
26	168,000	226,800	262,200	314,700	339,100	378,300	414,200	463,900
27	170,000	228,600	264,100	316,800	341,300	381,000	416,900	466,900
28	172,000	230,400	265,600	319,000	343,400	383,600	419,700	470,000
29	173,900	232,200	267,000	321,200	345,600	386,400	422,300	472,900
30	175,900	233,500	268,900	323,300	347,800	389,100	424,800	476,200
31	177,900	235,400	270,800	325,500	349,900	391,700	427,500	479,600
32	179,900	237,400	272,700	327,500	352,100	394,300	430,200	482,800

33	181, 600	239, 300	273, 700	329, 500	354, 200	396, 900	433, 000	486, 200
34	183, 400	240, 800	275, 600	331, 500	356, 300	399, 300	435, 600	489, 200
35	185, 200	242, 700	277, 500	333, 600	358, 400	401, 600	438, 300	492, 100
36	187, 000	244, 500	279, 400	335, 700	360, 600	404, 000	440, 900	495, 200
37	188, 700	245, 500	280, 400	337, 600	362, 700	406, 000	443, 600	498, 100
38	190, 500	247, 000	282, 300	339, 700	364, 900	407, 800	446, 200	500, 700
39	192, 300	248, 500	284, 200	341, 700	367, 000	409, 900	448, 700	503, 400
40	194, 100	250, 100	286, 100	343, 700	369, 100	412, 000	451, 300	506, 000
41	195, 800	251, 700	287, 100	345, 700	371, 200	414, 100	453, 000	508, 400
42	197, 600	253, 200	288, 900	347, 700	373, 300	416, 100	455, 100	510, 600
43	199, 400	254, 700	290, 700	349, 700	375, 300	418, 000	457, 100	512, 800
44	201, 200	256, 300	292, 500	351, 800	377, 400	420, 100	459, 200	515, 000
45	202, 800	257, 900	293, 800	353, 800	378, 800	421, 800	461, 400	517, 300
46	204, 500	259, 400	295, 500	355, 700	380, 600	423, 300	463, 500	519, 500
47	206, 300	261, 100	297, 100	357, 500	382, 400	424, 800	465, 500	521, 700
48	208, 100	262, 900	298, 800	359, 400	384, 200	426, 400	467, 600	523, 900
49	209, 700	264, 100	300, 500	360, 700	385, 800	427, 700	469, 800	526, 200
50	211, 400	265, 600	302, 100	362, 100	387, 500	429, 100	471, 800	528, 200
51	213, 100	267, 400	303, 800	363, 600	389, 100	430, 600	473, 800	530, 400
52	214, 800	269, 100	305, 500	364, 900	390, 900	432, 100	475, 900	532, 500
53	216, 300	270, 300	307, 000	366, 100	392, 500	433, 500	478, 000	534, 500
54	218, 000	271, 900	308, 600	367, 300	393, 900	434, 800	479, 800	536, 300
55	219, 500	273, 500	310, 300	368, 500	395, 300	436, 100	481, 600	538, 100
56	221, 200	275, 200	311, 900	369, 800	396, 700	437, 400	483, 200	539, 800
57	222, 600	276, 500	313, 200	370, 900	398, 200	438, 400	484, 800	541, 700
58	224, 100	277, 900	314, 700	371, 900	399, 100	439, 200	486, 300	543, 400
59	225, 700	279, 500	316, 400	372, 900	400, 200	440, 200	487, 800	545, 100
60	227, 300	281, 000	318, 100	373, 900	401, 200	441, 200	489, 300	546, 800
61	228, 900	282, 600	319, 300	374, 700	402, 100	442, 200	490, 800	548, 400
62	230, 500	284, 100	320, 400	375, 600	402, 900	443, 100	491, 700	550, 100
63	232, 100	285, 600	321, 800	376, 500	403, 700	444, 100	492, 600	551, 700
64	233, 800	287, 000	323, 000	377, 100	404, 500	445, 100	493, 500	553, 400
65	235, 200	288, 200	323, 500	377, 800	405, 100	445, 900	494, 300	555, 000
66	236, 800	289, 400	324, 600	378, 400	405, 900	446, 900	495, 200	556, 100
67	238, 400	290, 600	325, 400	379, 000	406, 600	447, 900	496, 100	557, 300
68	240, 000	291, 800	326, 400	379, 600	407, 400	448, 800	497, 000	558, 500

69	241,300	293,000	327,400	380,200	408,100	449,600	497,700	559,500
70	242,800	294,200	328,300	380,800	408,900	450,200	498,500	560,700
71	244,200	295,400	329,300	381,400	409,700	451,100	499,400	561,900
72	245,700	296,500	330,100	382,000	410,400	452,000	500,300	563,100
73	247,000	297,700	331,300	382,600	411,100	452,900	501,000	564,000
74	248,400	298,800	332,300	383,200	411,700	453,600	501,900	565,200
75	249,800	299,900	333,400	383,800	412,400	454,300	502,800	566,400
76	251,200	301,100	334,500	384,400	413,100	455,000	503,700	567,600
77	252,400	302,200	335,200	385,000	414,000	455,800	504,300	568,500
78	253,700	303,100	336,100	385,600	414,700	456,500	505,100	569,600
79	255,000	304,000	337,200	386,200	415,500	457,200	506,000	570,800
80	256,300	304,900	338,200	386,800	416,200	457,900	506,900	572,000
81	257,400	305,800	339,100	387,400	416,900	458,700	507,600	573,000
82	258,500	306,200	339,900	388,000	417,600	459,400	508,400	
83	259,600	306,800	340,900	388,600	418,300	460,100	509,300	
84	260,700	307,600	341,900	389,200	419,000	460,800	510,200	
85	261,900	308,400	342,800	389,800	419,500	461,600	510,900	
86	262,900	309,100	343,500	390,400	420,200	462,300	511,700	
87	263,900	309,800	344,400	391,000	420,900	463,000	512,600	
88	264,900	310,500	345,400	391,700	421,600	463,700	513,500	
89	265,900	311,000	346,400	392,200	422,100	464,500	514,200	
90	266,700	311,500	347,400	392,800	422,800	465,200		
91	267,500	312,000	348,000	393,400	423,500	465,900		
92	268,300	312,500	349,000	394,100	424,200	466,600		
93	268,800	313,100	349,800	394,600	424,700	467,300		
94	269,300	313,600	350,600	395,200	425,400	467,900		
95	269,800	314,100	351,500	395,800	426,100	468,600		
96	270,300	314,600	352,000	396,500	426,800	469,300		
97	270,600	315,200	353,100	397,000	427,300	470,100		
98		315,600	353,900	397,600	427,900			
99		316,100	354,900	398,200	428,600			
100		316,600	355,900	398,900	429,300			
101		317,200	356,400	399,400	429,800			
102		317,600	357,100	400,000	430,500			
103		318,100	358,000	400,600	431,200			
104		318,600	359,000	401,300	431,900			

105		319, 200	359, 700	401, 800	432, 300		
106		319, 700	360, 200	402, 400			
107		320, 200	361, 000	403, 000			
108		320, 700	361, 900	403, 700			
109		321, 200	362, 700	404, 200			
110		321, 700	363, 100	404, 900			
111		322, 200	364, 000	405, 600			
112		322, 700	364, 800	406, 100			
113		323, 000	365, 600	406, 600			
114		323, 500	366, 300	407, 200			
115		324, 000	366, 700	407, 900			
116		324, 500	367, 300	408, 600			
117		324, 800	368, 000	409, 000			
118		325, 300	368, 700				
119		325, 800	369, 300				
120		326, 300	369, 700				
121		326, 600	370, 100				
122		327, 100	370, 600				
123		327, 600	371, 000				
124		328, 100	371, 400				
125		328, 400	371, 600				
126		328, 900	371, 900				
127		329, 400	372, 400				
128		329, 900	372, 900				
129		330, 200	373, 100				
130		330, 700	373, 300				
131		331, 200	373, 700				
132		331, 700	374, 200				
133		332, 000	374, 500				
134		332, 500	374, 700				
135		333, 000	375, 100				
136		333, 500	375, 600				
137		333, 800	375, 900				
138			376, 300				
139			376, 500				
140			377, 000				

141			377, 300				
142			377, 700				
143			378, 200				
144			378, 400				
145			378, 600				
146			379, 000				
147			379, 500				
148			379, 700				
149			379, 900				

備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

指 定 職 給 料 表

職名	給料月額
副学長	709,000 円